宮城県環境生活部 食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

> 宮城県生活協同組合連合会 会長理事 宮本 弘 住所 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5 階 電話番号 022-276-5162

平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

近年の、少子高齢化の進行や、働き方の多様化等により、単身世帯や、共働き世帯、高齢者世帯などが増えており、調理食品や外食・中食へのニーズが高い傾向となっています。消費者庁は2017年9月1日、食品表示法の食品表示基準を改正し、全ての加工食品の1番多い原材料について、原料原産地を義務付けることを決めました。新制度は複雑でわかりにくく、「国産又は輸入」や「国内製造」など、これまで見たことのない新しい記載方法など、複雑な制度であるため、消費者だけでなく事業者に対しても十分な啓発が必要と考えます。

また、一般に高齢者や子どもは食中毒の罹患や重症化のリスクが高いことを踏まえると、食へのニーズの変化や高齢人口の割合の拡大が、近年下げ止まり傾向にある食中毒件数・患者数を押し上げていくことも懸念されます。フードチェーンの多様化、都道府県を越える広域的な食中毒事案などを踏まえ、的確な食中毒対策を講じるべきであると考えます。

県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

記

1. 第3重点取組 1-2 食品の適正表示の推進-(4) について

2015年4月から施行された食品表示法に基づく食品表示制度及び加工食品の原料原産地表示に関して、消費者の理解が進んでいるとはいえない状況です。計画策定の趣旨に、「消費者には、知識と理解を深め、適切に食品を選択し均衡のとれた食生活を送ることなどの役割」とあることから、食品関連事業者への情報提供とともに、市民への理解を積極的に推進するため、その旨追記してください。

2. 第3重点取組-2食中毒の防止対策について

食中毒の中でも、ノロウイルスによる患者数が多いことから、食中毒防止対策においては、調理 段階における対策だけでなく、フードチェーン全体を通じた衛生管理を向上させることが重要と考 えます。また、8 月に埼玉、群馬の総菜店で販売されたポテトサラダを食べた客から腸管出血性大 腸菌O157が相次いで検出された問題があったことから、二次汚染防止を確認するため、自家製 造惣菜や調理器具の検査、監視を行い、検査結果に基づく講習会を事業者に対し行ってください。

3. 第3重点取組3─2輸入食品の検査─(1)について

近年、遺伝子組換え技術を応用した作物が米国、カナダ等で栽培され、我が国でも遺伝子組換え

作物及びそれらを原料とした加工食品が流通しています。日本での安全性未審査で、かつ、外国で商業的に栽培され、日本に流通する可能性のある「遺伝子組換え食品」が混入されていないか、宮城県の独自検査の実施を要望します。

4. 第4-5 監視指導及び収去検査等による違反発見時の対応について

規定に違反している状況については、県内7保健所・2支所からの連絡が重要だと考えられます。「みやぎ食の安全安心推進条例」第3条1項の『県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を講ずる』という県の責務に沿って対応するために、県内7保健所・2支所との連携の強化についての項目を(4)として追記してください。

5. 第5-2「みやぎ食品衛生自主管理認証制度」の推進について

新たな「みやぎ HACCP」についての理解が食品等関連事業者も含めた県民に十分に進んでいません。制度内容や新しい評価マークの周知を広めるためにも、「みやぎ食品衛生自主管理優良施設表彰制度」による優良施設の表彰式の広報強化など、「みやぎ HACCP」認証の取得が事業者にとっても消費者にとっても有効であることが伝わる取り組みを行ってください。

6. 第5-4 食品衛生関係団体に対する指導・支援について

食品衛生指導員はボランティアでの活動であることや高齢化による指導員の人員不足の状況で、施設の巡回指導等に十分な役割を果たすことが厳しい状況です。活動に対する指導・支援のほか、新たな人材確保のための支援・人材育成への取り組みについて記載してください。

7. 第6-2計画の実施状況の公表について

監視指導計画の策定にあたっては、計画案を県のホームページに掲載することにより公表し、広く県民から意見を求めるとしています。しかし、意見募集にあたり、前年度の実施状況については、一括での情報提供がされておらず、県民にとっては情報が見やすいとは言えません。仙台市で作成している「食の情報館」のような形式の実施報告を取りまとめたものを作成し十分な情報の提供を行ない、広く県民から意見を求めてください。

8. 第6-3消費者への食品等による健康被害防止のための情報提供について

アレルゲンに対する記述が輸入食品の検査の項目にしかなく、他は検査対象に出てくるだけです。 消費者はアレルギーに対して十分な知識がなく、小さなお子さんを持つ親でさえ理解が不足している状況です。県民に対して積極的な啓発や情報提供は欠かせません。アレルゲン対応に関する項目の追加を要望します。

以上